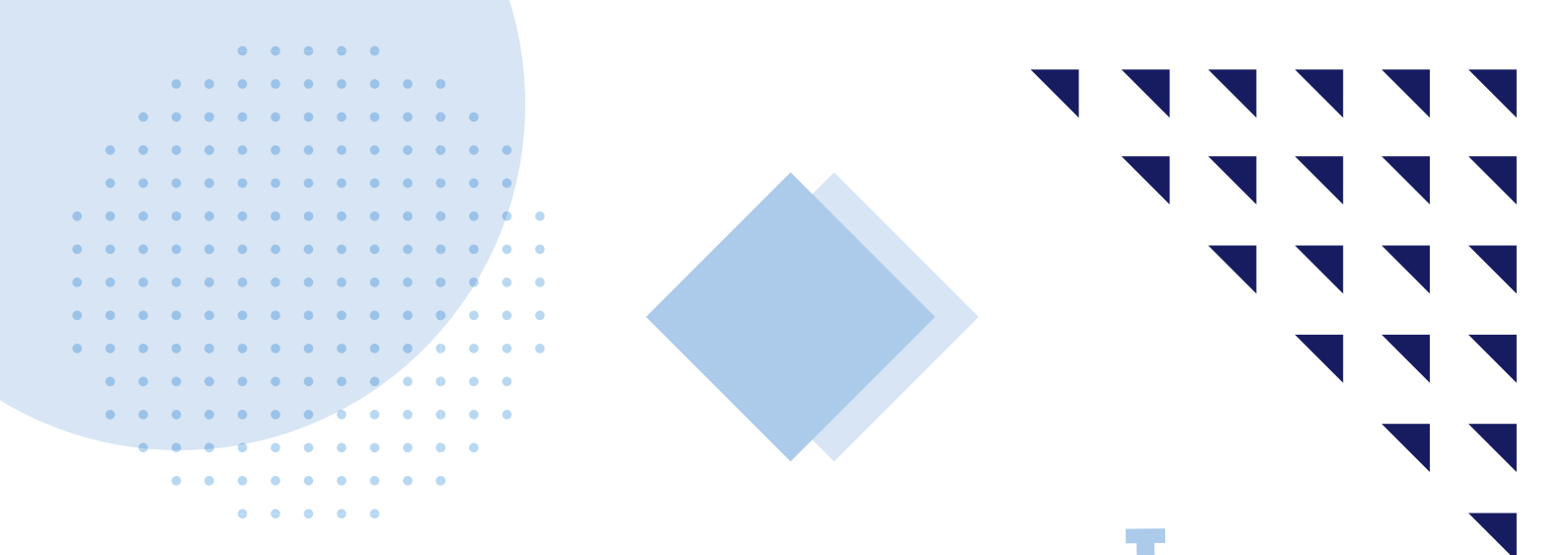




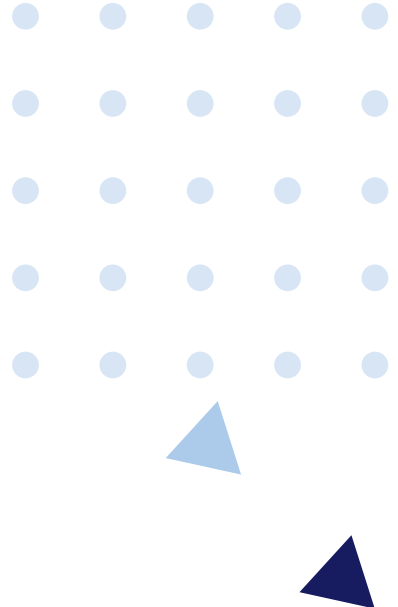
I つながり



1 健康福祉

- ①相談体制の充実と虐待等の防止
 - ②健康づくりの推進
 - ③地域包括ケアシステムの構築
 - ④社会保障の充実
 - ⑤感染症の予防と拡大防止対策の推進
 - ⑥障がい者の自立と地域共生社会の推進
 - ⑦地域福祉の推進
-

2 人 権

- ①人権が尊重される社会づくり
 - ②あらゆる分野における女性の活躍とダイバーシティの推進
- 

① 健康福祉

1. 相談体制の充実と虐待等の防止

● SDGsとの主な関係性



● めざすべき姿

こども・子育てや障がい者、高齢者、介護などライフステージに応じた支援や、生活保護・生活困窮等の経済的課題、及び虐待など様々な問題に対し、安心して相談を受けられる総合相談窓口の体制を強化します。また、関係機関等と連携し、支援体制づくりに取り組みます。

● 施策における現状と課題

現 状 ①	課 題 ①
母子保健を担当する「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担当する「こども家庭総合支援拠点」を一体化し、令和7年4月から「こども家庭センター」を設置しています。	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもが安心して出産・子育て・生活が送れるように、予防的支援や早期対応の強化を図り、切れ目のない相談支援を行うことが必要です。 また、要保護児童の早期発見や虐待の未然防止、心身に障がい、または発達の遅れがあるこどもやその家族、保育・教育の担当者等を支援するため、専門職が協働して相談等に応じ、関係機関と連携して支援していく必要があります。

現 状 ②	課 題 ②
総合相談窓口として「まるごと相談支援係」を設置し、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、主任介護支援専門員などの専門職を配置しています。	年々各分野の相談は増えています。 多様化・複雑化するニーズや支援を必要とする人を早期に発見し対応できるよう地域の関係機関等と連携し、対応強化が必要です。

現 状 ③

生活保護や生活困窮に関する相談が増えています。生活困窮者の専門窓口として「めいわ生活相談支援センター」を町社会福祉協議会に開設しています。

課 題 ③

生活保護受給世帯はほぼ横ばいとなっています。しかしさまざまな要因や問題などから早期に支援を必要とする世帯の増加が予測されるため、三重県多気度会福祉事務所や三重県生活相談支援センターなどと連携を強化し、早期支援に取り組むことが必要です。

現 状 ④

成年後見制度利用促進法、及び国の基本計画に基づき、地域連携ネットワークの構築など中核機関の役割を担う「めいわ成年後見サポートセンター」を町社会福祉協議会に開設しています。

課 題 ④

認知症や知的障がい、精神障がいなど自分自身で財産管理や契約などを行うことが難しい方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう制度の円滑な利用促進が必要です。

現 状 ⑤

災害発生時に円滑に支援を行うため、事前に同意登録した方について、避難支援等関係者に情報を提供し、住民同士の助け合いや、関係機関による活動を行いやすくする制度です。

要援護者における要援護者支援体制の充実を図るため、広報等を通じて支援制度の周知に努めています。

課 題 ⑤

制度の周知を進めているものの、登録が十分に進んでおらず、災害時に支援を必要とする高齢者等の把握が十分ではない状況です。

● 課題に対する今後の方向性

- ・母子保健分野と児童福祉分野を一体化したことで一層の連携強化を図り、相談支援体制の充実を目指します。また子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、明和町子ども家庭支援ネットワーク（MC ネット）及び明和町子ども発達支援ネットワーク（めばえネット）において、地域全体で親と子どもを支える仕組みづくりを進めます。
- ・個人や世帯が抱える様々な課題をまるごと支え、包括的・総合的に支援するため、まるごと相談支援係、及び子ども家庭センターに専門職を配置し、関係機関などと連携し切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。
- ・三重県多気度会福祉事務所や三重県生活相談支援センター、町社会福祉協議会など関係機関と連携して、予防段階から早期介入を図ることで、適正な対応と自立に向け取り組みます。
- ・虐待や第三者から権利侵害を受けたり、複数の課題を抱えているなど、専門的な対応が必要なケースも増え、成年後見制度のニーズは高まっています。制度利用が円滑に進むよう家庭裁判所をはじめ、司法と福祉が連携して仕組みづくりを進めます。
- ・今後は、関係機関や地域住民との連携を強化し、要援護者支援制度の一層の周知と理解促進を図るとともに、登録者の拡大と支援体制の充実を進めていきます。

● 目標に対する状況を示す指数（KPI）

指 標	現 状	目 標（2030年）
子ども家庭支援ネットワーク 児童虐待等進行管理保有件数（年間）	75件 （令和6年度実績）	70件
児童発達支援センター 専門相談件数（年間）	20件 （令和6年度実績）	24件
合計特殊出生率	1.32 （令和5年度実績）	1.70
成年後見サポートセンター 利用相談数（年間）	36件 （令和6年度実績）	50件

● SDGsとの主な関係性



● めざすべき姿

すべての町民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現するためには、疾病の早期発見や治癒にとどまらず、生活習慣の見直しなどが必要です。町民が主体的に健康づくりに取り組むことで、生活習慣病の重症化を予防し、健康寿命の延伸等を目指していきます。

● 施策における現状と課題

現 状 ①	課 題 ①
「第3期明和町健康づくり計画」、「第3期明和町歯科保健基本計画」に基づき、一次予防に重点をおいた施策として、がん検診や歯周病検診等を実施しています。	がん検診、歯周病検診の受診率は低いままとなっています。

現 状 ②	課 題 ②
こころに悩みを抱えている方のこころの健康づくりとして、障がい者生活支援センターやめいわひきこもり相談窓口、精神デイケア事業等で、相談支援や居場所支援、自律支援等を行っています。	複雑化した要因に伴うこころに悩みを抱えている方が増加しています。地域全体でうつやひきこもり、自殺予防を含めたこころの健康を保つ体制づくりが必要です。

現 状 ③	課 題 ③
休日・夜間に急病やけがをした場合、受診できる病院の案内を行う三重県救急医療情報センター（医療ネットみえ）や松阪市休日夜間応急診療所、松阪市歯科休日診療所と伊勢市休日・夜間応急診療所が利用できます。	住民が安心して適切な医療サービスを受けることができる、かかりつけ医の定着を促すとともに、救急医療体制の充実に向けて国、県、近隣市町や関係機関と協議しながら地域医療体制の確保に努めます。

● 課題に対する今後の方向性

- ・がん検診では集団での休日実施や、他の健診との同時実施などを継続し、受診しやすい環境づくりに努めます。
歯周病は全身の健康状態に影響することから、歯周病検診の周知・啓発を実施していきます。
- ・こころの悩みについて、気軽に相談できる専門機関や相談体制の充実にも努めます。
こころの健康づくりについて、正しい知識の普及啓発や地域の体制づくりに取り組めます。
- ・今後も地域医療体制の確保のために、救急医療体制充実に向けて関係機関と連携を取りながら実施していきます。

● 目標に対する状況を示す指数（KPI）

指 標	現 状	目 標 (2030年)
障害期間の短縮 (健康寿命の延伸)	男性：3.5歳 女性：6.5歳 (令和5年度)	男性：2.0歳 女性：5.0歳
歯周病検診受診率	2.3%	3%以上

● SDGsとの主な関係性



● めざすべき姿

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができ、生きがいを持ちながら自立した生活を送ることができる地域社会の実現をめざします。

介護予防事業の充実と社会参加の促進を図るとともに、介護保険事業の適正な運営を通じて、地域包括ケアシステムの充実を進めていきます。

● 施策における現状と課題

現 状 ①	課 題 ①
ひとり暮らし高齢者等が安心して在宅で生活を送ることができるよう、緊急通報装置の設置や配食サービスの提供など、見守り体制の充実に努めています。 また、高齢者が社会とのつながりを持ち、生きがいを感じながら生活できるよう、老人クラブ連合会の活動やシルバー人材センターの運営を支援しています。	緊急通報装置や配食サービスなどの支援を行っているものの、独居高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、支援対象者の把握や見守り体制の強化が必要です。また、高齢者の社会参加意欲の低下や地域との関係の希薄化により、孤立や閉じこもりの防止が課題となっています。

現 状 ②	課 題 ②
介護保険サービスの提供に向けては、ケアマネジャーへの支援やサービス提供事業所への運営指導・情報提供などを行い、質の向上に努めています。	高齢者の自立支援と持続可能な制度運営のため、介護を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを適切に提供できるよう介護給付費の適正化に関する取組みを進める必要があります。

現 状 ③	課 題 ③
高齢者や介護の総合相談窓口である「地域包括支援センター」を設置し、関係機関などと連携し、高齢者やその家族の相談支援を行い、早期に医療・福祉サービスなど適切な支援につないでいます。	高齢社会の急速な進行の中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、介護サービスの充実に加え、医療、介護予防、日常生活の支援など関係機関との連携強化を図り、地域包括ケアシステムを充実することが必要です。

● 課題に対する今後の方向性

- ・ 今後は、地域住民や関係団体、民間事業者との連携を強化し、地域全体で高齢者を見守る体制の充実に図るとともに、緊急通知装置設置等の見守り支援の方法について検討が必要です。
また、高齢者が社会とのつながりを持ち続け、生きがいを持って生活できるよう、地域活動やボランティア、就労など多様な社会参加の機会を創出し、支え合いの地域づくりを推進していく必要があります。
- ・ 介護保険サービスの質の向上と適切なサービス提供のため、効果的、効率的な制度運営に努めます。
また、自立支援に資する適正なプランになっているか確認及び指導のため、ケアプランチェックを行い、介護給付費の適正化に関する取組みを進めます。
- ・ 高齢者やその家族が必要な時に速やかに対応する医療体制が整い、必要な医療・介護サービスを適切に利用できる「在宅医療・介護連携」、多職種協働による個別ケースの解決、潜在ニーズの顕著化、需要に見合ったサービスの基盤等整備の協議を行う「地域ケア会議」、家族の不安や負担に寄り添い、認知症の人へのケアを行う認知症初期集中支援チーム事業、認知症地域支援推進員事業、おかえり SOS ネットワーク事業等の「認知症施策」、地域のつながりを強め、介護予防・重度化防止対策や地域の見守り体制など、支え合い活動の充実に図る「生活支援・介護予防」の4つの事業が結び付き、高齢者が尊厳を保ちながら、本人が住み慣れた地域で暮らしていけるよう地域包括ケアシステムの深化に取り組めます。

● 目標に対する状況を示す指数（KPI）

指 標	現 状	目 標(2030年)
ケアプランチェック（年間）	13件 (令和6年度実績)	15件
認知症初期集中支援チーム 対応訪問件数（年間）	12件 (令和6年度実績)	20件
いきいきサロン等活動団体数（累計）	63か所 (令和6年度実績)	75か所

● SDGsとの主な関係性



● めざすべき姿

住民が主体的に健康づくりに取り組み、健診の受診や生活習慣の改善を通じて、健康で生き生きと暮らすことができる地域社会の実現をめざしていきます。

あわせて、医療費の適正化や福祉医療費助成制度の充実、保険料収納率の向上に取り組み、持続可能で安心できる保健・医療制度の運営を推進していきます。

● 施策における現状と課題

現 状 ①

「明和町おとな元気計画」を策定し、保健事業を実施しています。生活習慣病の早期発見のための特定健康診査や、健診の結果で生活改善が必要な方には、特定保健指導を実施しています。

課 題 ①

特定健康診査の受診率は低く、県内でも下位となっています。特定保健指導の実施率は高い数値になっていますが、目標には届いていません。

現 状 ②

不正受給、重複受診、被保険者の資格等の点検、交通事故などに起因する第三者行為に係る請求、後発医薬品の普及、医療費通知などを行い、医療費の適正化を図っています。

課 題 ②

医療費適正化を進めるには、被保険者の医療費理解と健康管理意識の向上が重要です。後発医薬品利用促進や不正受給への適正対応を図り、広報・啓発で取組の周知と理解促進をより深めていくことが課題となっています。

現 状 ③

口座振替の推進等を図りつつ、コンビニ収納、スマートフォンアプリを利用した納付等の周知を行い、収納率向上に努めています。

課 題 ③

収納率は、令和2年度以降は、97%以上を推移しており、全国平均以上となっている一方で、納付期限内に納付していない方も一定数いる状況であり、納付期限内納付の周知が課題となっています。

● 課題に対する今後の方向性

- ・ 特定健康診査受診率の向上のため、特に受診率の低い40～50歳の方への受診勧奨を行っていきます。
- ・ 被保険者への情報提供や啓発を強化し、医療費への理解と健康管理意識を高めるとともに、後発医薬品利用促進や不正受給防止に継続的に取り組みます。
- ・ 納付期限内の納付を周知するとともに、納付期限内の納付が困難な方へは早めの納付相談を行うように促し、収納率向上を目指します。
- ・ 社会情勢や県内市町の動向を注視しながら、対象者および現物給付のさらなる拡大について検討を進めるとともに、財政の持続可能性を踏まえた制度運営を図る必要があります。また、受給資格対象者やその家族、医療機関・関係機関に対して制度の内容や利用方法の周知を一層強化し、対象者が安心して必要な医療・福祉サービスを受けられる環境を維持・充実させることで、健全な成長と自立の促進、そして地域全体における子育て・障がい者・一人親家庭支援体制の充実を目指します。

● 目標に対する状況を示す指数（KPI）

指 標	現 状	目 標 (2030年)
国民健康保険特定健康診査受診率	38.0%	60.0%以上
国民健康保険特定保健指導利用率	44.5%	60.0%以上
国民健康保険税収納率	97.3% (令和6年度実績)	98%

● SDGsとの主な関係性



● めざすべき姿



町民が安心して生活できるよう地域保健体制や保健予防対策の充実を図り、県や関係機関との連携を密にして感染症の予防に努めます。

● 施策における現状と課題

現 状 ①	課 題 ①
各年齢による定期接種の対象者に対し、接種可能な予防接種の種類を周知し実施しています。	疾病の重症化、感染拡大が予防接種により抑制されていることに気づきにくいいため、予防接種への認識が薄くなっています。
現 状 ②	課 題 ②
感染症から守られ、安心して暮らすことができるよう、ライフステージに合わせた各種予防接種事業を実施しています。	各種予防接種の重要性を伝え積極的な勧奨を行い、感染拡大や重症化を予防していくことが必要です。

● 課題に対する今後の方向性

- ・ 予防接種により疾病の重症化や感染拡大が抑制されていることを周知・啓発します。
- ・ 医療機関等と連携し接種率の向上に努めるとともに、未接種者への接種勧奨や情報提供の強化、接種機会の確保に取り組みます。

● 目標に対する状況を示す指数（KPI）

指 標	現 状	目 標 (2030年)
第1期麻疹・風しんの 予防接種を終了している者の割合	99.5% (令和6年度)	100%
高齢者インフルエンザ接種率	50.0%	54.0%

● SDGsとの主な関係性



● めざすべき姿

ノーマライゼーションの理念のもと、明和町障がい者計画に基づき、障がいのある人もない人も、だれもが同じように社会に参加し、より豊かに暮らすことができる地域共生社会の実現をめざします。

障がい福祉施策は、町全体の課題であると捉え、あらゆる分野のバリアフリーを進めます。全ての人が生まれ育った地域社会で安心して自分らしい生活ができるよう、住民参加によるまちづくりを推進します。

● 施策における現状と課題

現 状 ①	課 題 ①
障害福祉サービス給付事業として、訪問支援、日中活動支援、居住支援、相談支援等のサービスを障害のある人一人ひとりの状況や本人の希望する暮らし方に応じて給付決定をしています。	障害福祉サービスを個々のニーズに応じた支援として給付するため、幅広い総合的な相談や対応が必要です。
現 状 ②	課 題 ②
地域生活支援事業は、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう地域の特性や利用者の状況に応じて、法令により必須とされている相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援事業などの事業を行っています。	障がいのある人の地域における要望や生活に合わせたニーズの把握や相談から、地域生活支援事業の必須事業・任意事業に求められる支援の展開を図ることが必要です。

現 状 ③

地域自立支援協議会は、障がい者及び障がい児の地域における自立した生活を支援するため、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として設置し、障がいのある方や障がい福祉にかかわる様々な分野の関係者で構成されています。

課 題 ③

障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を推進するため、地域自立支援協議会において議論し、福祉施策の具体的な展開を図ることが必要です。

現 状 ④

多様なニーズや複雑なケースに対応するため、専門窓口である「障がい者生活支援センター（基幹相談支援センター）」を設置しています。

課 題 ④

障がい者生活支援センターが中心となり、特定相談支援事業所や関係機関などと連携し、相談支援の強化を進めることが必要です。

● 課題に対する今後の方向性

- ・障害福祉サービスを利用することで障がいのある人にとって自立支援・社会参加・生活の質の向上につながっています。今後も必要な障害福祉サービスを関係機関と連携し、適正な給付と継続的な相談支援に取り組みます。
- ・地域生活支援事業では幅広い支援事業を推進しており、各事業における利用状況・申請数・支援要望をもとに現在実施している事業への内容拡充や見直し等を行い、障がいのある人が地域で自立した生活を送りやすいように進めます。
- ・地域自立支援協議会の円滑な運営を図り、親亡き後や緊急時などにおける地域生活支援拠点事業所との連携強化や、障がい者生活支援センターが中心となり関係機関などと連携を図り、実態把握や支援体制づくりを進めます。
- ・障がいのある人のニーズに応じた支援やライフステージに応じた支援を提供するため、住まいの確保、就労支援の推進、福祉サービスや相談支援体制の強化、権利擁護や障がい者虐待など支援体制の充実に取り組みます。

● 目標に対する状況を示す指数（KPI）

指 標	現 状	目 標(2030年)
福祉施設入所者の 地域生活への移行者数	0人 (令和6年度実績)	2件
福祉施設利用者の 一般就労への移行者数	3件 (令和6年度実績)	10件

● SDGsとの主な関係性



● めざすべき姿

地域福祉の拠点を活用しながら、地域住民、社会福祉協議会、行政及び関係機関が一体となって支え合う体制を構築し、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会の実現をめざします。

また、ふれあいの場や子どもの居場所づくりを通じて、世代を超えた交流と地域のつながりを深め、共に支え合う地域づくりを推進していきます。

● 施策における現状と課題

現 状 ①	課 題 ①
高齢者や障がい者など、外出や移動が困難な方に対して、タクシー利用料金の助成を行い、日常生活における移動手段の確保と社会参加の促進に努めています。この取組により、買い物や通院などの外出機会が確保され、地域生活の維持に寄与しています。	デマンド交通も含め、移動支援の取組みにより一定の成果は見られるものの、公共交通の減少や高齢化の進行により、外出機会が限られる高齢者や障がい者は依然として多い状況です。デマンド交通普及とともに、助成制度について検討していく必要があります。

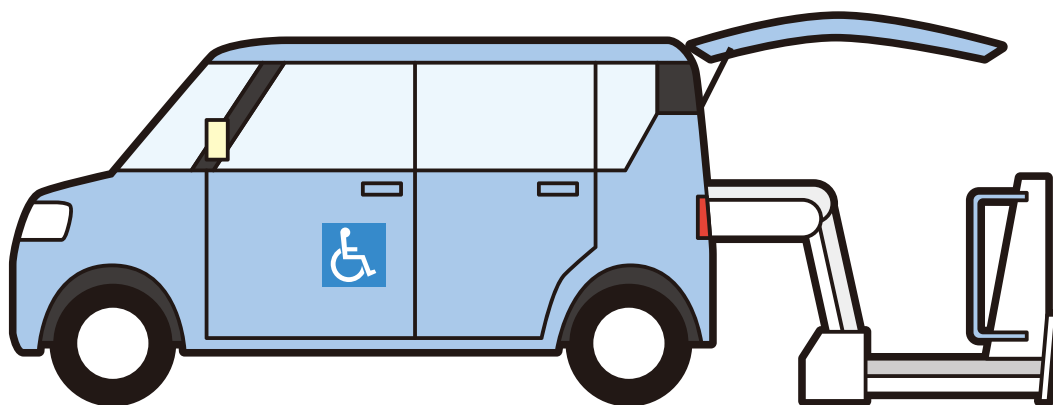
現 状 ②	課 題 ②
ふれあいプラザは、健康器具の利用者がほぼ毎日来館するほか、自治会役員会や世代間交流会、町の検診会場など、多様な用途で活用されています。	両プラザとも地域住民による利用が中心ですが、今後は福祉の充実や住民交流の推進を図るため、より幅広い世代・地域の方々に利用されるよう、地域コミュニティ拠点としての認知度向上を進めていく必要があります。

● 課題に対する今後の方向性

- ・タクシー助成事業の利用状況や対象者のニーズを把握し、制度運用を検討することが求められています。あわせて、公共交通機関、福祉サービス、地域住民との連携を強化し、移動支援の多様な手段を組み合わせることで、高齢者や障がい者が安心して外出・社会参加できる環境づくりを推進していく必要があります。
- ・ふれあいプラザは設置目的の原点に沿って、高齢者等の健康増進・文化教養の向上・世代間のつながりの場など、地域福祉の拠点施設としての活用が図れるよう、ふれあいプラザ運営委員会とよりよい管理体制、環境づくりを進めます。

● 目標に対する状況を示す指数（KPI）

指 標	現 状	目 標(2030年)
地域（個人） ボランティア登録者の数	30人 (令和6年度実績)	50人
ふれあいプラザ来館者数（年間）	3,650人	4,000人



● SDGsとの主な関係性



● めざすべき姿

「人権尊重の町」宣言の趣旨である「すべての町民の人権が尊重され、明るく住みよい明和」の実現に向けて、性別、年齢、障がいの有無、国籍、性的指向や性自認などにかかわらず、すべての人が互いを尊重し合い、自分らしく生きることができる地域社会をめざします。

● 施策における現状と課題

現 状 ①	課 題 ①
住民一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、互いに認め合いながら共に暮らす地域社会の実現を目指し、人権講演会や連続人権講座などを実施し、住民の人権意識の向上を図っています。 また、人権センターでは、人と人とのつながりや交流の輪を広げることを目的に、講座や教室、相談事業などを実施しており、多くの住民が利用しています。	多様な人権課題への理解と配慮が求められる中で、住民一人ひとりが人権問題を「自分ごと」として捉え、日常生活の中で思いやりや尊重の気持ちをもって行動できるよう、啓発の一層の充実が必要です。 また、人権センターが「福祉と人権のまちづくり」の拠点施設としての役割を十分に発揮するためには、住民が関心を持てるテーマや体験を取り入れた講座・教室を継続的に企画し、参加を通じてセンターの意義を理解してもらうことが重要です。

● 課題に対する今後の方向性

- ・住民一人ひとりが人権問題を身近な課題として自覚し、行動につなげられるよう、関係機関や団体と連携しながら、福祉の向上と人権啓発の推進に取り組みます。
- また、住民交流の拠点となる明和町人権センターを活用し、学びや交流を通じて人権意識の高揚と多様性を受け入れる風土づくりを進めていきます。

● 目標に対する状況を示す指数（KPI）

指 標	現 状	目 標 (2030年)
人権センター利用者状況 (年間)	2,875人	3,000人
連続人権講座・まちづくり講演会等 参加者数 (年間)	198人	250人

● SDGsとの主な関係性



● めざすべき姿

男女の人権が尊重され、男性も女性も自らの個性を活かしながら、生き生きと充実した生活を送ることができる社会の実現を目指します。

すべての人が一人ひとりの個性や資質、能力を認め合い、互いに支え合って暮らすことができるよう、「明和町男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画の取組を推進していきます。

● 施策における現状と課題

現 状 ①	課 題 ①
「明和町男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画連携映画祭や男女共同参画講座などを開催しています。 上映作品や講座内容の選定、参加方法などを検討しながら、より多くの町民の皆さんに参加していただけるよう取り組んでいます。	性別に基づく固定的な役割分担意識は依然として残っており、男女が対等に参画できる社会を実現するためには、こうした意識の払拭が求められています。 そのため、誰もが理解しやすく、関心を持てる広報や啓発活動を継続的に実施していく必要があります。

● 課題に対する今後の方向性

- 男女共同参画を一層推進するため、「明和町男女共同参画基本計画」に基づき、国や県、町内のボランティア団体などで構成する「明和町みんなの連絡会」等の関係団体と連携しながら、男女共同参画に関するわかりやすい広報・啓発活動や学習会を積極的に実施していきます。
- また、取組の基盤となる地域や家庭においても、女性の参画について理解を深めていただけるよう働きかけを進めます。

● 目標に対する状況を示す指数 (KPI)

指 標	現 状	目 標 (2030年)
男女共同参画連携映画祭の 参加者数 (年間)	222人	250人
みんなの連絡会事業参加者数 (年間)	78人	90人

